

議案第38号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第4（第3条関係） ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表		別表第4（第3条関係） ア 行政職給料表に係る等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
[略]		[略]	
7級	(1) 部長（6級の部長を除く。） 又は出納室長の職務 (2)・(3) [略]	7級	(1) 部長（6級の部長を除く。） <u>公室長</u> 又は出納室長の職務 (2)・(3) [略]
8級	(1) 局長、 <u>公室長</u> 、本部長、区長 又は事務局長の職務 (2)~(4) [略]	8級	(1) 局長、本部長、区長又は事務局長の職務 (2)~(4) [略]
イ~オ	[略]	イ~オ	[略]

(さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

第2条 さいたま市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(消防長の資格) 第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号） 第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 市の行政事務に従事した者で、さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。	(消防長の資格) 第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号） 第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 市の行政事務に従事した者で、さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等（ <u>市長公室を除く。</u> ）の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。